

ワンポイント会計基準

vol.278 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について

2023年6月30日に「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下「改正内部統制府令」とします。)が公布されました。今回は、この改正内部統制府令の主な改正点をご紹介します。

1. 改正内部統制府令の主な改正点

(1) 内部統制報告書の記載事項

ア 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」について、財務報告に係る内部統制の評価範囲を決定した根拠を記載することが明記されました。

この根拠に関して、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)では、特に次の事項について、決定した事由を含めて記載する必要があるとされています。

- ・ 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合
- ・ 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス

イ 付記事項

前年度に開示すべき重要な不備を報告した場合には、内部統制報告書において、付記事項として、当該開示すべき重要な不備に対する是正状況を記載するとされました。

(2) 訂正内部統制報告書の記載事項

事後的に内部統制の有効性の評価が訂正される際には、訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由等を記載するとされました。

(3) 内部統制監査報告書の記載事項

企業が内部統制報告書の内部統制の評価結果において内部統制は有効でない旨を記載している場合には、監査人はその旨を内部統制監査報告書において監査人の意見に含めて記載するとされました。

2. 適用時期

改正内部統制府令は、2024年4月1日から施行しますが、経過措置として、内部統制監査報告書に係る規定並びに内部統制報告書に係る規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る内部統制報告書にかかるものについて適用するとされました。

以上